

共済活動 たすけあいの現状と課題

熊澤年啓 (全労済山形推進本部 本部長)

1. はじめに

皆さんこんにちは。ご紹介頂きました、全労済山形推進本部の熊澤と申します。本日は、連合山形寄付講座、『労働と生活』を担当させていただきます。皆様と一緒に学び、そして気付きの多い講義が出来たらと思います。本日の議題は、「共済活動 たすけあい現状と課題」をお話しさせていただきます。講義入る前に、皆様にちょっとお聞きしたいという風に思います。ここにあります、全労済という言葉、あるいは、我々のキャラクターのピットくんと言うのですが、これをコンビニ、あるいはテレビ、あるいは金融関係の所で聞いた時あるよ、見た時あるよという方はちょっと手を挙げて頂きたいと思います。…なかなか今年は多くの学生が全労済を1回は聞いた時あるという事で非常に嬉しく思います。山形大学前にファミリーマートがございます。そこに行きますと、常に全労済の音楽が流れております。また、仙台から通っている方も多くいると思いますが、高速バスの山交バスに乗り合わせると高速道路から山形市内に降りた時に全労済のCMが流れますので、寝ていなければ、是非とも意識しながら、全労済のCMを聞いていただければ幸いです。宜しくお願いします。それと、皆さんは、大学生という事でよく自転車を使われるのではないかなと思います。我々、全労済でも、自転車事故を扱った事例を1件、そして、我々全労済でないのですが、他の損保会社で扱った自転車事故1件を紹介させていただきます。まず初めに我々全労済が扱った自転車事故でございます。ある駅の混雑した歩道で、男子高校生が自転車に乗っておりました。そして、向こうの方から、婦人の方が歩いて来て、すれ違おうといった時に、婦人の肩に掛けておいたショルダーバッグの紐と自転車が接触し婦人が転倒してしまいました。そんな話を聞くと、なんだ！ちょっとだけ転んだというイメージですが、なんとその時にお支払いをした賠償額が、1,743万円。完治するまでそのぐらいお金が掛かったてしまったという事故が1件です。そして2件目は、これは先程言ったように全労済が扱った事故ではございませんけども、記憶に新しいのが、2017年12月の自転車スマホ運転による死亡事故が発生した事故です。左手にはスマホを持って、右手には飲み物、耳にはイヤホンという格好で、電動自転車に乗っていました。そこで、婦人を撥ねてしまい転倒し、その後婦人はお亡くなりになられた。非常に悲しい事故が発生してしまいました。この様な、ながら運転というのは2011年から15年にかけて、なんと800件を超えているというような状況です。車の運転の際でも、ながら運転をしている方が結構多いと思います。自転車でも、ながら運転などになり、死亡事故が起きてしまう事があるのしっかりと認識して頂きたいと思います。そういう時に備えまして、共済や保険があるんだなという事も一緒に合わせてご理解をして頂きたいと思います。

続いて、本日の目次でございます。1. 全労済の生い立ち～7. これからの全労済を映像で見て頂く内容となっております。少しでも、協同組合とはを理解して下さい。宜しくお願いします。

2. 全労済とは

(映像4分)

全労済の生い立ちという事で、映像に無かった内容でいきますと、全労済が生まれたきっかけというのが、1945年に、日本協同組合同盟の成立が有りました。これは、賀川豊彦氏が会長となり、色々な垣根を超えた取り組みをやっていたという事から生まれ、それに沿って私達全労済も生まれたとなります。そして、1番最初に生まれたのが、大阪労済でございました。1954年に生まれました。なぜ大阪から生まれたかと言いますと、当時、我々が住んでいる家ですが、非常にベニヤ板のような木造の家であるという事で、一度火災を起こしますと、瞬間に家自体が燃えていたそうです。そして、そのように燃える家には、保険会社もなかなか加入しませんか、というお誘いも無かった。また、加入金額も高かったというような事から、それじゃあ自分達で、自分らのために、お金を出し合って、助け合いのものを作って行こうではないかという事で、大阪から生まれ

ました。その時のモットーは、適正な保障、手頃な掛金、働く仲間たちの連帯強化、ここを基軸としてやっ
ていこうとなって生まれたのが、労済が大阪で始まったきっかけでございました。続いて、大阪から、全国へと
展開をしていく訳でございます。1番最初に大阪が出来まして、新潟、そして46番目には埼玉。1964年で完
了。更に、ここに47番目沖縄とありますが、沖縄が最後になったのは、1972年、沖縄返還に合わせて創立し、
全国各地に全労済が誕生しました。そして、1976年には、今で言うガバナンスという視点から、すべての事
に対して全部一本化でやって行きましょと。運動、制度、会計、運営を全国統一した仕事内容、運動内容と致
しました。

そんな中で、山形の全労済は、どのような形で誕生したのか。1957年に山形も創立をしております。全国で
6番目というような速さで全労済山形推進本部が誕生しました。当初は、火災共済のみでしたので、火災共済
で2万口を目標に、そして加入者では1万人を目標にやっていこうと取り組んでおりましたが、誕生から2年
後に、田川炭鉱住宅大火発生、現在の鶴岡市で大きな火災がありました。その時に、先程DVDで見た新潟の
大火と山形推進本部も同じような条件でしたので、なかなか被災されました皆様にお支払いをする給付金が無
い状況に陥りました。しかしながら、大阪、新潟大火で学んだ事、今も言い継がれている事があります。それ
は何かと言いますと、【負債はいつか返せるが、失った信頼は永久に取戻せない】という言う言葉です。心を固
く皆様に約束し合いながら進め、労働金庫や労働組合からお金を借りながら、皆様に給付金をお支払いしまし
た。

そして、その間、もっと身近な共済としてやっただけのものはないのか？を色々考えながら積み上げて
商品開発したのが、総合の共済事業の発足あるいは、団体生命共済の開発そして、地区機能の確立などをやっ
てきました。しかしながら、ここでまた、大きな大火がありました。これは、酒田大火と呼ばれる火事でござ
います。強風が吹いておまして、一気に燃えた状況でした。実際組合員（会員）が、267名、そのうち全焼
が213名で、ほとんどの組合員さんの家が全焼した大きな火事でございました。その時の給付総額が4億2,400
万でありました。しかし、全労済は全国規模でやっておりますので、全国の労済から、5,100万円もの救援金
を預かり、一緒に対応をして頂き、山形の欠損金は半減する事が出来ました。そして今日に至っています。

我々の全労済というのは・略称・愛称でございます。正式な名称で言いますと、「全国労働者共済生活協同組
合連合会」となります。この3文字を取りまして全労済と略称・愛称で呼んでいます。次に、それは消費生活
協同組合法に基づき厚生労働省の認可を受けて、共済事業という形で行う事業として協同組合であると、仕事
をさせていただいている。この協同組合という言葉を始めると聞くとという方は、JAさんとか生協連の方のお話
もでございますので、数回は聞いていると思います。改めて協同組合とは、同じ目的を持った個人や事業者が集
まり、お互い助け合うという組織でございます。そして、2012年には、国連が国際協同組合の年と致しまして、
この協同組合の価値が再認識されている。そして、2016年には、協同組合の思想と実践が、ユネスコの無形文
化遺産に登録されたという事で、今まさにこの地域に根差した協同組合への期待が高まっているのもこの組織
でございます。そして、何よりも先程労金さんからもあったように、この協同組合の大きな目的は、営利を目的
としないというような事です。そのような、営利を目的としない、同じような仲間で行っている分野ですが、
農業、漁業、林業、消費、商工という事で、我々全労済、あるいは大学生協の皆さんもこの消費という分野
に入っておまして、大きな括りで見ると同じ仲間・協同組合となります。この株主というのは、必ず、利益
を追求が第一となります。この利益を追求するのが、株式会社であるので、我々とは大きく違うところがある
という事も認識をして頂きたい。

続いて、共済事業とは『何か？』なりますけれども、共済事業とは、助け合う仕組みの中におきまして、共
済活動を保険の仕組みを使って確立した保障事業となります。具体的に言いますと、組合員の方から拠出をし
て頂きながら、組合員さんが困った時に、お互い助け合うという事。そこを運用しているのが、全労済でござ
います。困った時に、この運用や拠出とかをしっかりと回していく形になります。これプラスで、我々の協同組
合は、もう1個プラスアルファを持っておまして、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保
障を拡大していくという、大きく2つの目標がございます。これを、もう少しと簡単に言いますと、組合員の、
組合員による、組合員のための組織であるという事です。全員で一緒になって、運営をしているという事で
ございますので、これも頭のどこかに入れて頂きたいと思えます。

続いて、我々、全労済が目指す保障の考え方でございます。保障には、大きく3つがございます。公的保障、

企業内保障、そして私的保障です。この公的保障というのは、国が国民の健全な生活を守るために行っている公的な制度です。この企業内保障とは、企業や労働組合が加入している保障というようになります。私的というのが我々全労済や保険会社となります。ここで、考えて欲しいのは、我々全労済は、この公的保障や企業内保障をしっかりと確認して頂いた上で、最低限の私的保障に入って頂きたいという基本的な考えのもと PR をしております。例えば、ピラミッドで考えてみましょう。一番下の公的保障から頂点の私的保障のすべてで、1,000 万と仮定した場合で考えてみると、公的保障で約 200 万、企業内で 300 万、そしてこの私的で 500 万だけの保障に加入すれば安心ですよ。これの最低限に加入しておく、困る事はありません。お勧めをいたしますのが全労済です。他の株式会社、利益を追求していきますので、三角形全体で 1,000 万円の保証でなく、この私的保障だけで 1,000 万円保障を考えた方が、安心ですとお勧めをします。これが営利を目的とした営業になります。要は、公的保障や企業内保障を説明せずに、私的保障ですべて補ったら良いんですよという、高い掛金で入る保障を進めてきます。是非とも今後、公的保障あるいは、企業内の保障という事も是非調べて下さい。そして自分にふさわしい保障は一体何なのかという事をしっかりと考えて頂きたいと思います。

そして、私達全労済は、このように6領域すべての保障を持っております。家族全員が安心して生活できる保障を全て整えております。家まるごと全労済にお任せすれば、他の保障をする時にも、1個1個バラバラな保険ではなく、すべてが我々全労済で補えるという事も良いメリットになります。我々の目指すべきは先程も言うておりましたように、保障の充実をおこない、家計支出を減らし可処分所得をアップさせていく事です。そして、皆様に無理なく準備できる、本当に必要な保障を皆様と一緒に考えていく、ここを目指して我々全労済は、取り組んでいるという風になります。組合員の皆様に知って頂き、共に考えて頂き、備えて頂くという事を目指して参ります。

3. 生協法の概要

少しだけ、生協法についてお話を致します。この生協法とは、1948年に制定されました。そして、2008年4月に新しい新生協法の施行が行われました。これは60年ぶりの改定となりました。それによって、我々全労済の仕事内容もだいぶ変わりました。大きく変わったのは、この2008年、11年前の事でした。そこでポイントになるのが、内部の組織・運営機能の強化をしっかりとやりなさいという事。そして、外部の者による、監視機能の強化を行った。また、契約者保護と経営のさらなる健全性の確保をしなければならない事。組合員ニーズに応える、円滑な事業実施を行う事です。大きくこの4点が変わった内容になります。しかしながら、まったく変わっていないのが、次の3条ございました。1つ目が、第1条、目的は変わっておりません。2つ目が、第2条。組合員の基準、これも変わっておりません。3つ目が、第9条、最大奉仕の原則、これも変わっておりません。次に、目的でございます。この法律は、国民の自発的な生活協同組合の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する事を目的とするとなっております。ここで、自発的なというところに目を当ててみますと、他人から強制的にされるのではなく、自らの考えによって行動し、あるいは、自由な意思に基づいて、開かれた組織であるべきだと思います。また、生活の協同に絞ってみますと、日々の暮らしの中におきまして、知恵を出し合い、そして力を合わせてより良い組織にしていくものであると考えています。また、第2条におきましては、組合員の基準でございます。6項目程書かれているんですが、1点目、一定の地域又は職域による人と人との結合であるという事。これは後程また説明をさせていただきます。そして、読んで頂くと分かりますが、6番目ですが、組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められている、となっております。要するに、剰余金をしっかりと給付出来る様に、剰余金もしっかり確保しなさいという事であると思います。これも後程、考え方の違い等々を説明させて頂きたいと思います。これは、何度も出ておりますように、非営利の原則とう事で、利益を求めるような企業であってはならないという内容となっております。この3つの普遍の3条をまとめて、我々全労済の理念は、「みんなで助け合い、豊かで安心できる社会づくり」となっております。そして、信条は「組合員の全労済、正直な全労済、努力の全労済」こんな事を常日頃、考えながら、役職員一丸となって仕事をおこなっております。

4. 共済と保険

次に、共済と保険の仕組みのどこがどう違うのかという事をここで話をさせて頂きたいと思います。それは、

共済も保険も、リスクに対する経済的保障を行うというのは、全く同じでございます。そして、仕組みも一緒でございます。しからば、どこがどう違うのですかという事でまとめたのがこちらになります。事業の展開のあり方でございます。特定の地域や職域でつながる組合員という限定された方を対象に共済を提供しているという事になります。一方保険は、株式会社ですので、不特定多数の方々を対象に、保障を提供する事が出来るようになっております。ここを具体的に説明しますと、山形県全労済は、宮城県の人をこの山形県には入れてはならない、秋田県の人を入れてはならないとなります。地域密着型で、山形県の全労済は山形県の人を組合員として、一緒になって活動をしてみましょうよとなります。ここで、疑問が生じると思います。転勤になった場合はどうなるのか？という疑問が出てくると思いますが、ご安心して下さい。全労済は全国規模の組織ですので、転勤とか異動に伴って、加入共済も、全国の各都道府県移す事が出来ますので、ご安心をして下さい。そして、大きく違うのが、加入時の心得でございます。共済に加入を頂いている方は、「生活協同組合のもつ社会的、文化的な存在価値・アイデンティティに賛同し、受け入れ保障という経済的欲求を満たす。」をご理解頂いて加入を頂いております。株式会社・保険の方は、保障という、経済的欲求が存在する時のみ、加入者と保険会社の関係が発生するというような事でございます。この価値観の違いが、共済と保険の違いであるという事を認識して頂きたいと思っております。そして、違う項目ですが言葉の使い方です。全部違います。我々共済は、生命共済、火災共済、自動車共済という風にすべて共済をつけておりますが、保険会社の方は、生命保険、火災保険、自動車保険です。また、掛け金については、共済は掛け金になりますが、保険の方は保険料となっておりますし、特に中身が大きく違ってくるのが、割戻金と配当金です。ここが大きく変わってきます。内容は、剰余金から契約者に配分される金額です。例えば、先程、労金さんでもありましたけれども、我々のこの割戻金は、加入して頂いている組合員さんのみに、しっかりと1人1人に割戻金を行う。毎年返していく仕組みでございます。しからば、配当金はどういう事かという、株主の方々にお金が戻っていくという仕組みです。要は、まったく商品を購入していないあるいは、保険会社に何の関係もないのに、株を買っているだけでその人が配当金を頂ける、こんな仕組みになっているのがこの株式会社です。そして、運用方法もたくさん株を持っている人が支配をします。この配当金、株式会社のこのような内容になっております。例えばですが、1,000万円の剰余金が出たとします。我々、協同組合は1,000円ずつ、1万人全員に割り戻すとなっております。この仕組みが協同組合でございます。次に配当金というと、株式会社あるいは保険会社は、持ち株数に応じて配当金が決まります。株を多く持っている人に大きい配当がなる仕組みです。例えば、Aさんが500株持っているので500万、Bさんが300株持っているので300万、Cさんが200株持っているので200万となり実際加入して頂いている方は株を持っていないので0円の配当金となり得る可能性があるということです。

5. 全労済の概要

続いて、我々全労済の売上、契約高、資産につきましては、お読み取りをして下さい。続いて、我々全労済でどのぐらいの割戻をやっているか？です。この表は、2015年度から記載しておりますが、東日本大震災の2011年度から2018年年度までは、割戻金というのが出来ませんので0円になっておりました。しかし、東日本大震災給付が落ち着いた2015年度からで385億円、昨年ですと359億円の割戻金をおこなう事が出来ています。具体的に商品のこくみん共済を例にとり話をしますと、こくみん共済の中にある総合タイプは月々の掛け金が1,800円で年間ですと21,600円の掛け金に対しまして、月300円ですので、3,600円の割戻金がありまして、率で言うと16.6%程です。掛け金でみると2ヶ月分が年末に戻ってきます。また、安心タイプにおきましても、21.7%、キッズにおきましても、15.5%という様に、非常に高い割戻し率で割戻金として戻しています。これは、先程言ったように、組合員、会員になっている方々のみにしっかりと戻しています。

6. 防災と減災と全労済

次に、阪神・淡路大震災での対応についてです。これは何を表しているかといいますと、我々全労済、全国規模ですので、1カ月で、5,000名程の規模を動員しながら、185億円給付対応をしていった内容です。続いて先程、映像にもありましたように、この地震を教訓に新しく被災者生活再建支援法という事を作りました。これは、団体で言いますと、全労済グループや日本生活協同組合連合会、連合、兵庫県の4団体を中心に取り組みを実施しました。最初この制度がなくて、どうしようか、皆困っている。こんな事から始まり、例え1人

の力が小さくても、大勢で助け合えば大きな力となるよねと、また、どんな困難に直面しても、働く仲間を信用し、連帯すれば、必ず克服できるよな、を念じまして、皆さんで取り組んだ結果、1995年1月に、国民会議という事も発足を致しました。そして、2,500万人の署名を達成し、1998年5月にこの法案が可決成立したとなります。これは、自然災害によって生活基盤が著しく被害を受けた事に対しまして、支払いをしていくという事です。この制度は阪神・淡路大震災の地震によって家屋被害にあった時は、大変お役に立つ制度ですが、昨年のように、豪雨とか、台風が多いと水増（水深）しの基準に少し課題が残る制度です。今後、豪雨における床上浸水などの判断基準を明確にして、もっと良い制度に変わる様に国に呼び掛けをおこなっていきます。そして、東日本大震災の内容でございます。17年7月末までに、1,277億円程お支払いをしてお役に立てて頂きました。2018年に日本列島を襲った自然災害でも多くの支払いをおこなう事が出来、お役に立てて頂きました。また、我々全労済は、現場調査が終わって、給付が終わって、それでもう終わりというという事ではなく、自然災害を風化させない様にと、一生懸命最後までやりましょうという事で、2017年度も東日本大震災での被災を受けた海岸防災林の済世活動や森づくり活動というような事も始めました。熊本地震後の取り組みは、食育運動という形で蕎麦の苗から、自分らで蕎麦打ちできるまでやっています。また、併せて味噌作りもやっております。本当に皆様がしっかりと生活を出来るまで、応援をし続けて参りたいと思います。その他にも、全労済の社会活動というような事では、防災・減災の活動、環境保全の活動、健全育成の活動など、毎月全国のどこかで色んな活動を行っております。我々山形も昨年は、防災活動や文化フェスティバル活動を積極的におこないません。

7. これからの全労済

これからの全労済という事で、またDVDを視聴して頂きます。

(映像3分)

これからの全労済という事で、DVDを観て頂きました。特徴は今年の6月に全労済は、この愛称を全労済から「こくみん共済coop」と変えながらスタートを切って参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。本日は、専門用語等も多くあったと思いますし、端折って説明した部分もあって分かりづらかった所も多くあったと思います。最後になります。3月12日に、この山形大学におきまして全労済の説明会を開く事になっております。是非興味がある方は、足を運んでいただけたら幸いです。よろしくお願い致します。以上を持ちまして『共済活動 たすけあいの現状と課題』についての講義を終わらせて頂きたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。